

# 農地法下の新規就農と外国人

## —外国人経営者の事例をみる—

早稲田大学名誉教授 堀口健治

### 1 農地法の変遷と一貫した原則：新規就農者審査の明文化：農業継続こそ必須・国籍は問わず

農地全般を扱う農地法は、農地改革(耕作者所有の自作農主義)を守るため制定され、権利移転は市町村農業委員会(以下、委員会)の許可を必要とした。転換点は1970年改正で、利用権重視・賃貸借の規制緩和そして面積要件ではなく常時従事が就農者に求められた。90年代は後継者不足がより顕在化し非農家の新規就農が求められたが、その過程で就農者の常時従事・周辺農家との協調・通作距離等が求められ、審査運用が明文化されてきた。

出始めた外国人の新規就農の申請も、日本人と同じで、委員会はその継続性を見ることで対応した。00年代は申請が増えたが、従事体制・農地の長期利用の確実性・周辺農家等の調和・農地の全部効率利用等がチェックされ、日本人の就農と同じように審査されたのである。外国人の場合は、特に従事体制・農地の長期利用が重視され、在留資格の安定性が求められた。23年の農地法施行規則改定による国籍・在留資格の記入は、それまでは在留カードの写し、住民票、在留資格の確認等が運用で行われていたが、明示的に本人の記入で確認することになった。これは、外国人を理由としたものではなく、農地の長期利用を確実にするための在留資格確認である。

法人への対応は、農協、農事組合法人等の農業生産法人が委員会の許可対象だったが、09年の農地法改正で一般法人も農地の借り入れができるようになった。外国人が代表の一般法人も可能で永住ビザ等を持つ外国人が参

入した。日本人の一般法人と同じで、耕作継続・周辺農地の協調等、が審査された。16年に農業生産法人は所有可能な農地所有適格法人に再編され、議決権や従事要件が緩和され、農外企業、外部人材等の関与が拡大した。外国人が代表等の日本法人も、同じく、常時従事体制・在留資格審査等の要件の基準化が出来た。なお外国法人は、もともと国内の所在や役員・使用人、国内の継続的管理が前提なので、参入は難しく、多くが日本法人への出資で対応することになる。ただし議決権ベースでの出資制限があり、日本法人経由の外国法人参入は容易ではない。

以下では関東を拠点にビジネスを展開する外国人経営者の3事例を紹介する。

### 2 そばとニラの雇用型経営を立ち上げた中国人Cさん

『農林金融』24年9月号の堀口稿「外国人経営者による農業経営の展開と課題」に載る中国人Cさんを、以降の変化を知りたく25年末訪問した。

規模拡大は、自己の収入拡大だけでなく、従業員が希望すれば拡大ほ場に責任を持たせ、いずれ独立させるためでもある。販売を一緒にするグループとして全体の経営安定化が目標である。規模拡大のため、ニラ栽培の農家で後継者がいない場合、離農時に農地だけでなく施設や住宅棟も含め購入することで、一種の事業承継を提案している。そばは放棄地を含め農地の借入・購入で規模を大きくしている。

収益率が高いニラは、23年ハウス65棟、露

地 2 ha、25年ハウス120棟、露地 3 haに拡大し、ハウスと露地の組み合わせで周年栽培・出荷を実現している。そばはすでに22haあり、利益率は高くないが補助金があり、機械で大面積を栽培するので集約的野菜との組み合わせはよい。労働力は16人で、ベトナムの技能実習生 3人、技能実習を終え特定技能になった人が 1人いるが、日本人も 2人雇用し正社員にしている。これ以外はパートである。

販売は、野菜の85%が農協経由だが、卸売りの契約販売増で有利販売を伸ばすとしている。そばは、卸売業者と蕎麦屋への直接売りが半々だが、価格がよい蕎麦屋への直接売りを 8割にする策を練っている。

数値で経営管理を旨とし、原価が正確に把握できていて、現在、青年農業士に推薦され、先見的経営の普及に貢献が期待されている。

### 3 葉物ハウスからサツマイモ栽培にも展開する中国人Hさん

県庁が地域内にある農協で小規模の農地を購入し農業経営を立ち上げたが、ブランド力のある産地として著名な地域に主力を移そうとした。最大の問題は農地で、「農地買います・借ります」という大きな看板を地域内に複数掲示した。これで全く知らない農家から連絡が結構あり、まとまって農地を手に入れることが可能になった。売りたい農家にとり、他人に知られず直接売却が可能になるので、ありがたい仕組みなのである。

8 haを 3年前に購入し、ハウスでの小松菜とほうれん草の組み合わせを導入した。収益性のあるサツマイモは、他から購入しキュア

リング施設を持って加工業者等に販売するビジネスを兼営していたが、ようやく12ha購入でき、待望のさつまいも栽培も始めた。拠点に作業場を設け個室の寮を隣に新設している。

役員は帰化した中国人女性の社長、日本人の夫、専務役のHさん(建設業を都内で経営し永住ビザ取得・今は農業に専念)等だが、正社員は 5人で永住、技術・人文知識・国際業務等のビザを持つ中国人が多い。東南アジアの各国から来た技能実習生と特定技能 1号の 25名がそのもとで働く。

### 4 ベトナム野菜の栽培・販売に取り組むベトナム女性Qさん

技能実習生のQさんは、知り合って結婚した日本人男性が農業に新規に取り組むことで、ビジネス展開のチャンスを得た。在日ベトナム人が急増する中、日本では手に入らないベトナム野菜をハウスで多種栽培し、アジア系食品スーパーや通販で販売する彼女の法人は大いに発展する。

拠点は夫の兄が農業者だが亡くなったので、その農地を元に夫、義父が農業を始めるが、彼女も農地を購入し10年前に新規就農した。数年前には夫と農業法人を立ち上げ、農業が盛んなその地域での農地購入が難しいことを踏まえ、農業が盛んではない市街地で新規に農地を求めた。その地の地主は周辺の知り合い・親戚に譲るよりも新規参入の彼等に貸し付けまた売却を好んだので、販売拠点と住居もそこに移したのである。従業員は18名、ベトナム、インドネシアの実習生、特定技能 1号の男女だが、これに日本人のパートが加わる。借入が主の12haに立つハウスが拠点になっている。

(ほりぐち けんじ)

(注)本誌26年 1月号の堀口稿「農地流動化にみる外国人取得の大きさ 2 農地法下での外国人の扱い方」は、本文の表現が実際に合うのでこれに置き換えたい。